

朝日町耐震改修促進計画

平成 24 年 3 月策定

令和 2 年 12 月改定

朝 日 町

目 次

第1章 計画の目的と位置付け	1
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
4 計画改定の背景等	
5 想定される地震の規模・被害の状況	
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	10
1 住宅の耐震化の現状と目標	
2 建築物の耐震化の現状と目標	
第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策	13
1 耐震化の取組み基本方針	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援	
3 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等	
第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	19
1 相談体制の充実	
2 パンフレット等の配布及び講習会等の実施	
3 リフォームにあわせた耐震改修の推進	
4 防災査察・定期報告を活用した啓発活動	
5 町内会等との連携	
6 高齢者等に対する啓発活動	

第 1 章 計画の目的と位置付け

1 計画の目的

本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入（昭和56年6月）される以前の建築物の耐震化を図ることにより、町民の生命や財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めます。

地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、県と連携しながら、耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に促進するための基本的な枠組を定めることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項、国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき策定します。また、本計画は朝日町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置付けられるもので、「富山県耐震改修促進計画」及び「朝日町地域防災計画」と整合を図ります。

3 計画期間

本計画は、「富山県耐震改修促進計画」に合わせ令和7（2025）年度までとし、令和7（2025）年度の目標を設定します。社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

4 計画改定の背景等

（1）計画改定の経緯

平成18年1月26日に改正耐震改修促進法が施行されました。同法に基づき朝日町では住宅及び建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、平成24年3月に「朝日町耐震改修促進計画」を策定しました。

計画は平成27年度に終期を迎えましたが、引き続き住宅・建築物の耐震化を計画的に進める必要があること、東日本大震災の被害などにより平成25年に耐震改修促進法が改正されたこと、国における住宅・建築物の耐震化率目標が見直しされたこと、これらを踏まえて「富山県耐震改修促進計画」が改定されたことなどから、朝日町における耐震化率の現状を踏まえ、計画を見直すものです。

（２）耐震改修促進法の改正

東日本大震災の被害等をうけ、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震改修促進法が改正され、平成25年11月25日に施行されました。

法改正の主な内容は以下のとおりです。

- ・耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象が全ての建築物に拡大
- ・不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等（※１）に対する耐震診断の義務付け及び診断結果の公表
- ・庁舎や避難所等の防災拠点施設及び避難路沿道建築物等について、耐震改修促進計画で指定（※２）した場合は、耐震診断を義務付けたうえで、その結果を公表
- ・耐震改修計画の認定基準の緩和による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築物の容積率及び建ぺい率の特例措置の創設
- ・建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設
- ・区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

（※１）『要緊急安全確認大規模建築物』：耐震改修促進法附則第３条により耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大規模な建築物

（※２）『要安全確認計画記載建築物』：県又は市町村が耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられる建築物

５ 想定される地震の規模・被害の状況

（１）県内の活断層と地震

今後、朝日町で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、地震災害対策を推進するうえで前提となるものです。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進するうえで役立つばかりでなく、防災関係機関や町民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できます。

なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や都市化、工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要があります。

（２）活断層について

活断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）が見られる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性の

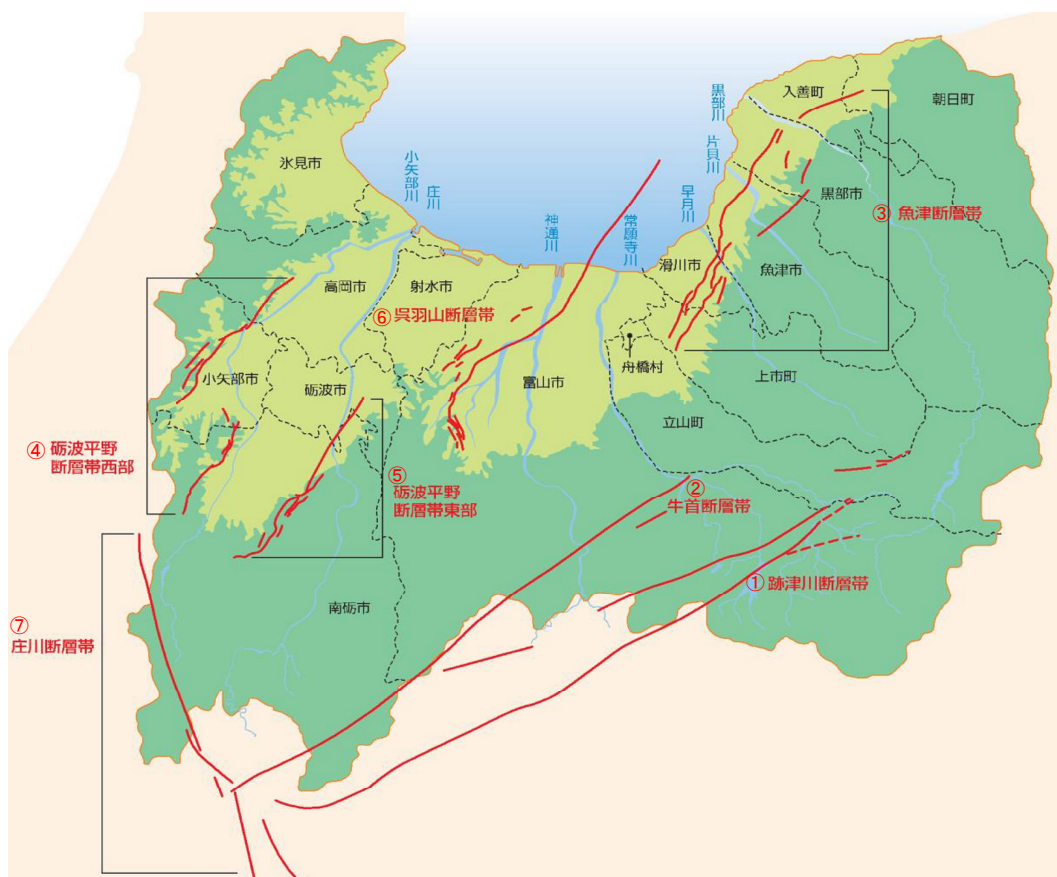
あるものを特に活断層といいます。

断層は、地震の発生源となりうるものであり、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では、地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されています。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表しています。

現在公表されている県内の活断層については、次のとおりです。

- ①跡津川断層帯
- ②牛首断層帯
- ③魚津断層帯
- ④砺波平野断層帯西部
- ⑤砺波平野断層帯東部
- ⑥呉羽山断層帯
- ⑦庄川断層帯



富山県の断層帯略図

(出典：富山県耐震改修促進計画)

（３）過去の地震

富山県に関する歴史地震は、「表１：富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが、過去の古文書等により確認されています。

また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した震度１以上の地震は計457回（2015年12月末現在）であり、そのうち、震度４以上を記録した地震は９回と全国的にも有感地震の少ない県です。（「表２：震度４以上を記録した地震一覧」参照）

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はありません。

表１：富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名又は被害の 大きかった地域	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観５)		７以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木船城崩壊、白川谷被害多し	(５～６)
1662(寛文２)	(琵琶湖付近)	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(５)
1668(寛文８)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永４)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(５～６)
1858(安政５)	飛越地震	7.0～7.1	大鳶・小鳶崩壊、洪水、流出家屋多し	(５～６)
〃	(大町付近)	5.7		

※上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧【増補改訂版】」(宇佐美龍夫、1996年)において1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

表 2：震度 4 以上を記録した地震一覧

発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和 8)	石川県能登地方	6.0	傷者 2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木 4
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山 4
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山 4
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良 4
1993(平成 5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木 4
2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部 4
2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷 1、軽傷12 非住家一部損壊 5	富山、氷見、滑川、 小矢部、射水、 舟橋 5 弱 高岡、魚津、黒部、 砺波、南砺、上市、 立山、入善、朝日 4
2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷 1	氷見、舟橋 4
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害無し	小矢部 4

※「理科年表」(国立天文台、平成 13 年)及び「富山県気象災異史」(富山地方気象台、富山県、昭和 45 年)及び「気象庁震度データベース検索」等による。

(4) 被害想定

①地震の想定

地震には、海溝型地震と内陸型地震がありますが、過去の記録から見ると、朝日町に影響を及ぼすおそれのある地震は、活断層による内陸型地震が考えられます。

中でも、朝日町に最も影響を及ぼす活断層であると思われる「魚津断層帯」と「糸魚川-静岡構造線断層帯」を、主たる震源発生源として、地震の被害想定を行うものとします。

魚津断層帯及び糸魚川-静岡構造線断層帯を震源とする地震については、地震調査研究推進本部による長期評価より、震度予測のみが公表されています。

また、参考として、富山県が実施した地震調査研究事業の結果を踏まえ、跡津川断層帯、呉羽山断層帯を震源とする地震が発生した場合の想定についても比較するものとします。

②被害の想定

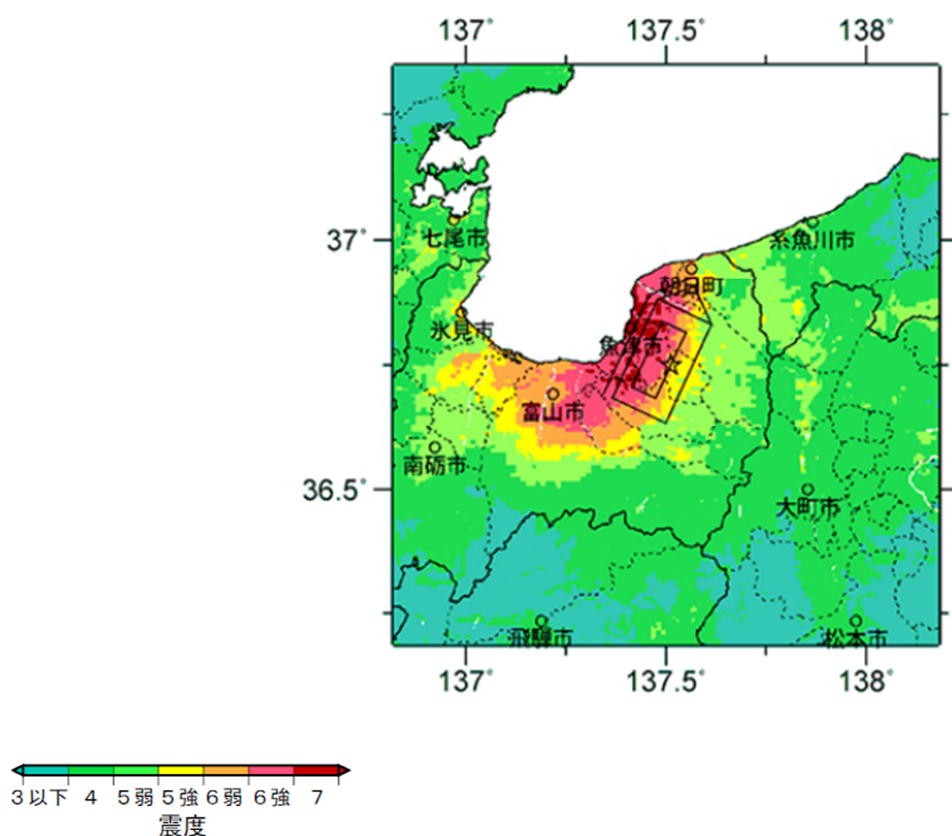
(ア) 予測震度分布

予測震度は、次の地震予想震度分布図のとおりです。

朝日町では、魚津断層帯による地震の場合、最大で震度6強、糸魚川-静岡構造線断層帯による地震の場合、最大で震度5弱が想定されています。

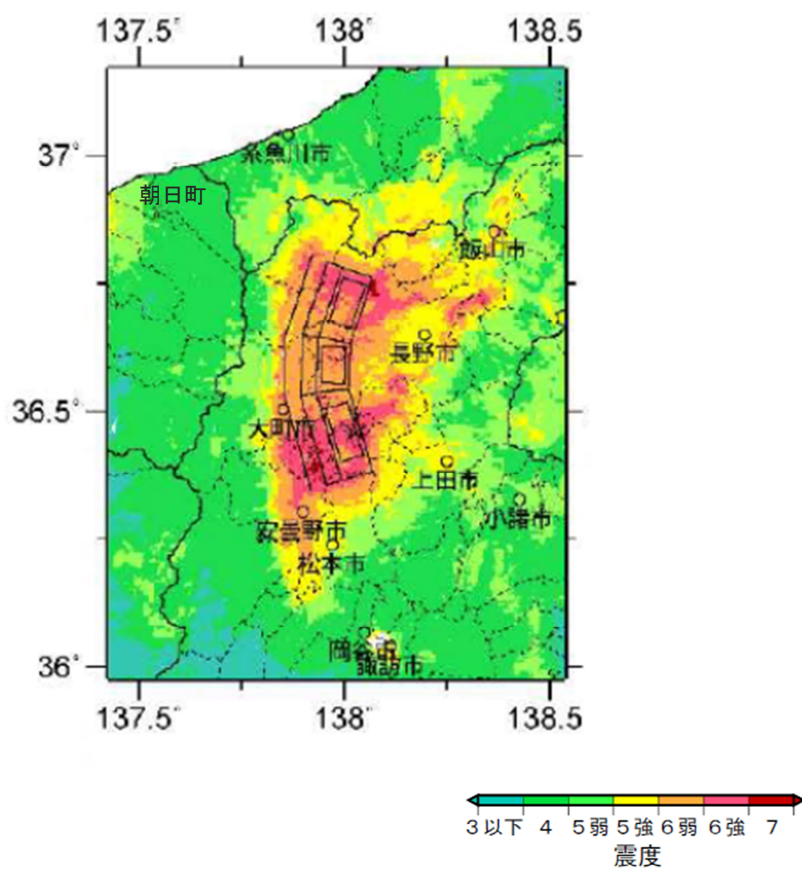
また、跡津川断層帯の地震では震度5が、呉羽山断層帯の地震では震度5弱が想定されています。

【魚津断層帯地震予想震度分布図】



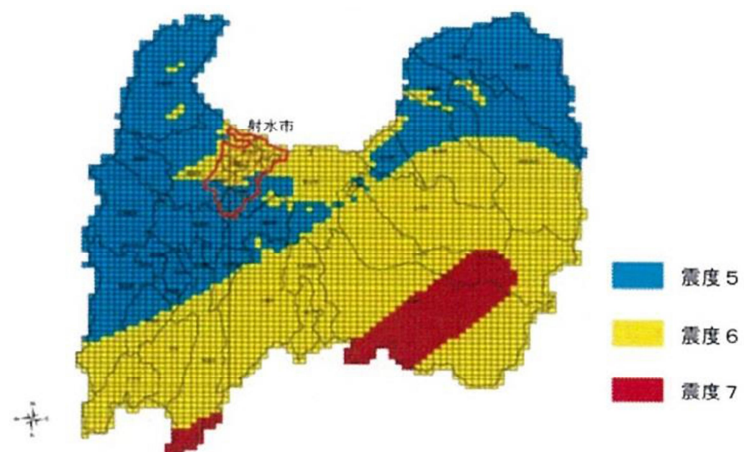
出典：地震調査研究推進本部

【糸魚川-静岡構造線断層帯震度分布図】



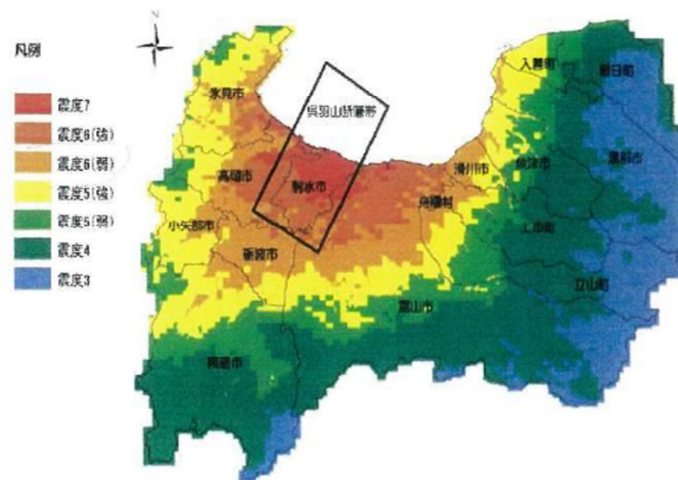
出典：地震調査研究推進本部

【跡津川断層帯地震予想震度分布図】



出典：県地震シミュレーション調査

【呉羽山断層帯地震予想震度分布図】



出典：県地震シミュレーション調査

(イ) 地盤の液状化

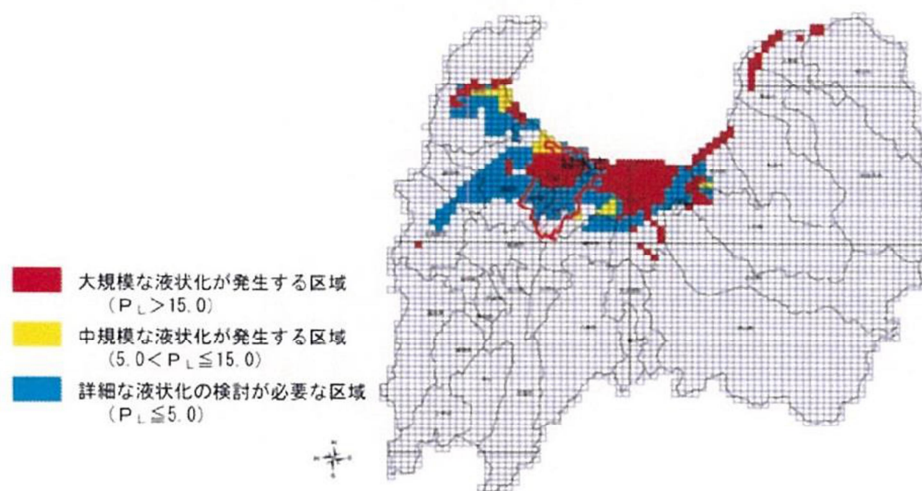
魚津断層帯及び糸魚川-静岡構造線断層帯の地震による地盤の液状化の想定については、長期評価では示されていないことから、跡津川断層帯及び呉羽山断層帯に関する県の被害想定を以下に記載します。

県内では、海岸付近において、液状化の可能性が極めて高いと想定されています。

また、内陸部で液状化が発生すると考えられる地域は、旧河道及び谷底低地です。

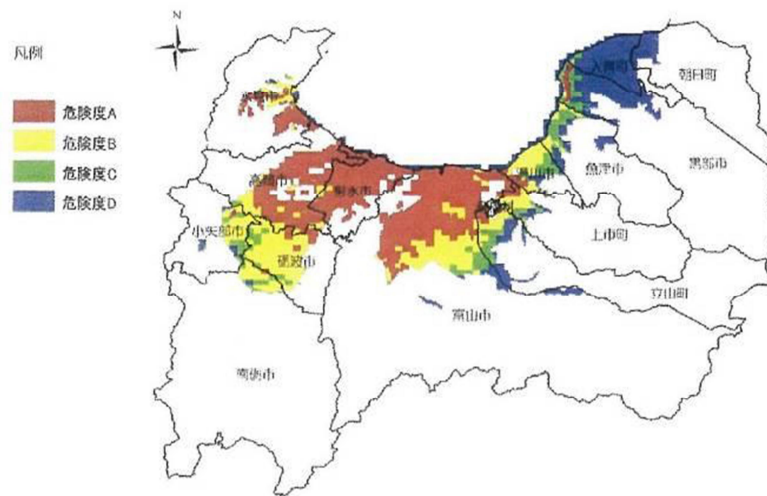
こうした地域を持つ市町村は、液状化の恐れのある地域面積の多い順から、富山市、射水市、高岡市となっており、朝日町においては、跡津川断層帯による地震で、一部が「大規模な液状化が発生する区域」として想定されています。

【跡津川断層帯地震液状化判定結果図】



出典：県地震シミュレーション調査

【呉羽山断層帯地震液状化判定結果図】



出典：県地震シミュレーション調査

ランク	P L 値	適用
A	$P L > 15.0$	液状化発生の可能性が高い
B	$5.0 < P L \leq 15.0$	液状化発生の可能性がある
C	$0.0 < P L \leq 5.0$	液状化発生の可能性が低い
D	$P L = 0.0$	液状化発生の可能性はない
E	—	対象外（砂層がない等）

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

町内の住宅総数は、5,043戸とされており、このうち、耐震性があると思われる住宅戸数は3,283戸と推計され、耐震化率は65%です。

		H20調査	H25調査
住宅総数		5,118戸	5,043戸
内 訳	S57年以降建築のもの	2,553戸	2,686戸
	S56年以前建築のもの	2,565戸	2,357戸
	耐震性あり	631戸	597戸
	耐震性なし	1,934戸	1,760戸
耐震数あり総数		3,184戸	3,283戸
耐震化率		62%	65%

※国土交通省の推計に基づき、昭和56年以前建築の木造戸建住宅の約88%、共同住宅等の約24%が、耐震性が不十分であると推計（耐震改修を実施したものは耐震性が不十分なものから除外）

(2) 目標設定における背景と課題

国の定める、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成28年3月25日国土交通省告示第529号）」（以下「基本方針」という。）では、住宅については現状の82%を令和2年までに少なくとも95%にすることを目標としています。

朝日町では平成20年度から平成25年度の間に耐震化率は62%から65%に向上しましたが、まだ耐震性の不十分な住宅が多数残っており、全国と比較して有感地震が少ないため、地震に対する意識が高くないことが原因と考えられます。

(3) 耐震化の目標

富山県耐震改修促進計画によれば、平成25年度の県全体の住宅の現状耐震化率は72%で、令和7年度末までに耐震化率を90%とすることを目標に掲げています。

朝日町では、富山県耐震改修促進計画を考慮し、令和7年度末に耐震化率を90%にすることを目標とします。

2 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

① 耐震化の現状

朝日町の多数の者が利用する建築物（※）の総数は、23棟です。このうち、耐震性があると思われる棟数は20棟で、耐震化率は86.9%です。

（※）耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物

種別	全数	S 57年以降 建築の数	S56年以前建築の数		耐震化率 不十分
			耐震性あり	耐震性 不十分	
	A	B	C	D	E=(B+C)/A
1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、その他公益上必 要な施設、病院、診療所、等	3	3	0	0	100%
2. 住民の避難所等として使用される施設 及び要援護者施設 幼稚園、小中学校、高等学校、盲聾養護 学校、体育施設、社会福祉施設、等	10	5	5	0	100%
3. 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅、寄宿舍、下宿、 等	9	7	0	2	77.8%
4. 多くの町民が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗、 等	0	0	0	0	0%
5. その他の多数の者が利用する建築物 事務所、工場、自動車車庫、等	1	0	0	1	0%
合計	23	15	5	3	86.9%

（令和2年12月末日現在）

※S56年以前の建築物について、耐震性が不明な場合は「耐震性不十分」としている

※構造上別棟の場合はそれぞれでカウント

② 目標設定における背景と課題

国の定める基本方針では、多数の者が利用する建築物の耐震化率については、現状の85%を令和2年までに少なくとも95%にすることを目標としています。

朝日町では、平成23年度から令和2年度の間に耐震化率は74%から87.5%へ向上しましたが、まだ耐震性の不十分な建築物が多数残っており、耐震化への意識啓発のための取り組みが行き届いていないことが原因と考えられます。

③ 耐震化の目標

富山県耐震改修促進計画によれば、平成26年度の県全体の多数の者が利用する建築物の現状耐震化率は82%で、令和7年度末までに耐震化率を95%とすることを目標に掲げています。

朝日町では、富山県耐震改修促進計画を考慮し、令和7年度末に耐震化率を95%にすることを目標とします。

（２）公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設の耐震化の現状と目標

富山県耐震改修促進計画では、地震災害時の災害対策拠点機能等の確保を図るうえで重要な施設については、耐震化を促すこととしており、災害時の拠点施設（庁舎等）、病院施設、学校施設、公営住宅の耐震化の目標を多数の者が利用する建築物と同様に、令和7年度末に耐震化率を95%としています。

なお朝日町では、令和2年12月現在において目標を達成しております。

種別	全数	S57年以降建築の数	S56年以前建築の数		耐震化率
			耐震性あり	耐震性不十分	
	A	B	C	D	E=(B+C)/A
災害時の拠点施設 (庁舎・警察署・消防署)	2	2	0	0	100%
病院施設 (医療機関等)	4	3	0	1	75%
学校施設 (小中学校・高等学校)	6	3	3	0	100%
公営住宅 (町営住宅・特定公共賃貸住宅等)	8	7	1	0	100%
合計	20	15	4	1	95.0%

(令和2年12月末日現在)

※S56年以前の建築物について、耐震性が不明な場合は「耐震性不十分」としている

※構造上別棟の場合はそれぞれでカウント

第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化の取組み基本方針

これまで多数の者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていましたが、平成25年の耐震改修促進法の改正により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられました。

このことから、既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、町民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

（１）所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく、地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

（２）県及び町の役割

県は、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとしており、朝日町は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めるものとします。

- ①朝日町耐震改修促進計画の改定
- ②耐震化支援策の実施
- ③相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ④建築関係団体・自治会などの地域との連携・調整

（３）建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政と連携し、情報提供、啓発等を実施し、耐震化の促進に努めるものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

朝日町は住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓

発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

○耐震診断・耐震改修に対する支援制度

事業名	対象		内容		補助	
	住宅	非住宅	診断	改修	国庫	その他
木造住宅耐震診断支援事業	○		○		○	
木造住宅耐震改修支援事業	○			○	○	
住みよい家づくり資金融資制度	○					○
住宅・建築物安全ストック形成事業		○	○	○	○	

(1) 住宅の耐震化支援

①木造住宅耐震診断支援事業

県では、平成 15 年度より、耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、富山県から委託を受けた（一社）富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行うとともに、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援しています。

▼ 富山県 木造住宅「耐震診断」支援事業

概要	県内の木造（戸建）住宅の耐震診断に対する助成
対象	木造の一戸建てで、階数が 2 階以下 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられた住宅 在来軸組工法によるもの
内容	県が耐震診断に要する経費の 9 割を負担 【申請者の負担額】 延床面積 280 ㎡以下：図面ありの場合 2 千円、図面なしの場合 4 千円 延床面積 280 ㎡超え：図面ありの場合 3 千円、図面なしの場合 6 千円
問合せ先	(社) 富山県建築士事務所協会

②木造住宅耐震改修支援事業

平成17年度より、耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市町村が連携して、耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援しています。

なお、平成26年度からは、部分的な改修への支援も行っています。

また、平成 31 年度より、段階的な耐震改修も対象とするなど、支援の拡充を図っています。

▼ 木造住宅耐震改修支援事業

概要	木造戸建住宅の耐震改修を行う方に対して県と市町村が連携して行う助成
対象	木造の一戸建て、階数が2階以下 昭和56年5月31日以前に着工して建てられた住宅 在来軸組工法によるもの（又は、伝統工法によるもの） 当該事業を実施している市町村に所在するもの 以下の4つのメニューのいずれかに該当する工事 Ⅰ建物全体（1階+2階）をIw値1.0以上に改修 Ⅱ1階の主要居室（寝室・居間等）だけをIw値1.5以上に改修 Ⅲ1階（全体）だけをIw値1.0以上に改修 Ⅳ建物全体をIw値0.7以上1.0未満に簡易改修（耐震化に向けた第1段階の改修として）
内容	耐震改修工事に要する経費の5分の4（但し、助成限度額は100万円） 国 1/5 県 2/5 市町村 1/5
問合せ先	朝日町 建設課（※県は、町を通じた間接補助）

③住みよい家づくり資金融資制度（県融資制度）

耐震化リフォームの利率優遇や、三世帯同居向け融資利率等を実質無利子化します。

▼ 富山県 「住みよい家づくり資金融資制度」（預託）

概要	県内に自ら居住するための住宅改良（耐震改修）に対する融資 富山県木造住宅耐震改修支援事業の要件に合致する住宅に改良する住宅を対象
内容	融資限度額：500万円 金 利：1.7% 返済期間：15年間
問合せ先	各金融機関

④木造住宅耐震化支援事業の推進

耐震診断実施後の耐震改修をより推進するため、県や建築関係団体と連携し、診断実施者への個別フォローアップの充実を図るとともに、耐震改修を実施するにあたり、阻害要因となっている項目やニーズに対するアンケート調査等を実施し、住宅の耐震化のために必要な施策について検討します。

（２）建築物の耐震化支援

①多数の者が利用する建築物等の耐震化支援

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、県の助言・指導のもと、国の住宅・建築物

安全ストック形成事業を活用します。

▼ 国の住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修事業）

対象事業	対象建物	補助率
耐震診断	災害時に重要な機能を果たす建築物又は避難所等	【2/3】 国1/3 地方公共団体1/3
	地方公共団体が実施する建築物	国1/3 地方公共団体2/3
耐震改修	災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震改修、天井の脱落対策（除却を含む）、エレベーターの防災対策改修、エスカレーターの脱落対策	【23%】 国11.5% 地方公共団体11.5%
	地方公共団体が実施する避難所の耐震改修	国1/3 地方公共団体2/3

（３）国による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

①耐震改修促進税制（※）

対象	対象となる税	内容
住宅	所得税	現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事にかかる標準的な工事費要相当額の10%相当額（上限25万円）を所得税から控除
	固定資産税	固定資産税額（120㎡相当分まで）を1年間1/2に減額
建築物	所得税 法人税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、その報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却
	固定資産税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和2年3月31日までの間に交付決定をうけて改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額（改修工事費の2.5%が限度）

②住宅ローン減税（※）

10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除

（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）

③住宅金融支援機構による融資制度

対象	融資限度額	金利
個人	1,000万円 (住宅部分の工事費の80%が上限)	償還期間10年以内0.59% 11年以上20年以内0.90% 死亡時一括償還型融資の活用が可能((一財)高齢者住宅財団による保証)
マンション管理組合	500万円/戸 (共用部分の工事費の80%が上限)	償還期間10年以内0.30% ((公財)マンション管理センターの保証)

(※) 支援、税制、融資は、いずれも平成 30 年 4 月現在の制度

3 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等

(1) 耐震診断が義務付けられた大規模な建築物(※1)について

これらの建築物については、義務付けされた耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合は、早急に耐震改修や建替えが出来るよう、国や県と連携して必要な環境整備を進めます。

(2) 防災拠点施設(※2)について

防災拠点施設(大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物)として指定された場合、耐震診断が義務付けられる一方、耐震改修工事を実施する際の国からの補助率が上がる(1/3から2/5へ)メリットがあります。

このため、県では、市町村の地域防災計画に記載の官公署、病院、避難所等の防災拠点施設のうち、市町村が特にその耐震化を進める必要があるとして、富山県耐震改修促進計画への位置付けを希望するものを指定することとしています。現時点で指定している施設はありません。

今後、県の動向を注視しながら、必要に応じて指定を検討します。

(3) 避難路沿道建築物(※2)について

富山県耐震改修促進計画において、富山県地域防災計画に定める緊急通行確保路線について、①相当数の建築物が集合する地域を通過すること、②市町村の区域を越える相当数の者の円滑な避難を困難とすること、③迂回路の有無、などの観点から検証し、富山県の道路整備率が日本一である状況などを踏まえた結果、その沿道建築物について、耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要のある路線はないとしています。

ただし、地震発生時における交通の確保は救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等の

各種応急対策活動の基盤としてきわめて重要な課題であるため、地震が発生した場合の緊急通行確保路線の通行の確保について、その重要性を周知します。

また、緊急通行確保路線については、広域的な避難・物資搬送等の観点から、橋梁の耐震化や長寿命化が進められているところであり、道路の整備・維持管理を担う建設課をはじめとして、災害時に実際に使用する立場である警察・消防などの関係部局との連携体制を整備します。

(※1) 要緊急安全確認大規模建築物 (P 2 参照)

(※2) 要安全確認計画記載建築物 (P 2 参照)

(4) 各種認定制度等による耐震化の促進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、以下のとおり、特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し、制度活用の普及促進を図ります。



国指定認定マーク

○認定制度の特例措置等の概要

認定	特例措置メリット等
耐震改修計画の認定 (法第17条)	耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ぺい率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されません。
建築物の地震に対する安全性の認定 (法第22条)	建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、国指定認定マークを建築物等に表示することが出来ます。
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 (法第25条)	「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物(マンション等)は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件を区分所有者および議決権の各1/2超に緩和(区分所有法の特例で、特例が無い場合は3/4以上)

(※) 所管行政庁とは、耐震改修促進法第2条第3項の「所管行政庁」をいう。(富山県、富山市、高岡市)

第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

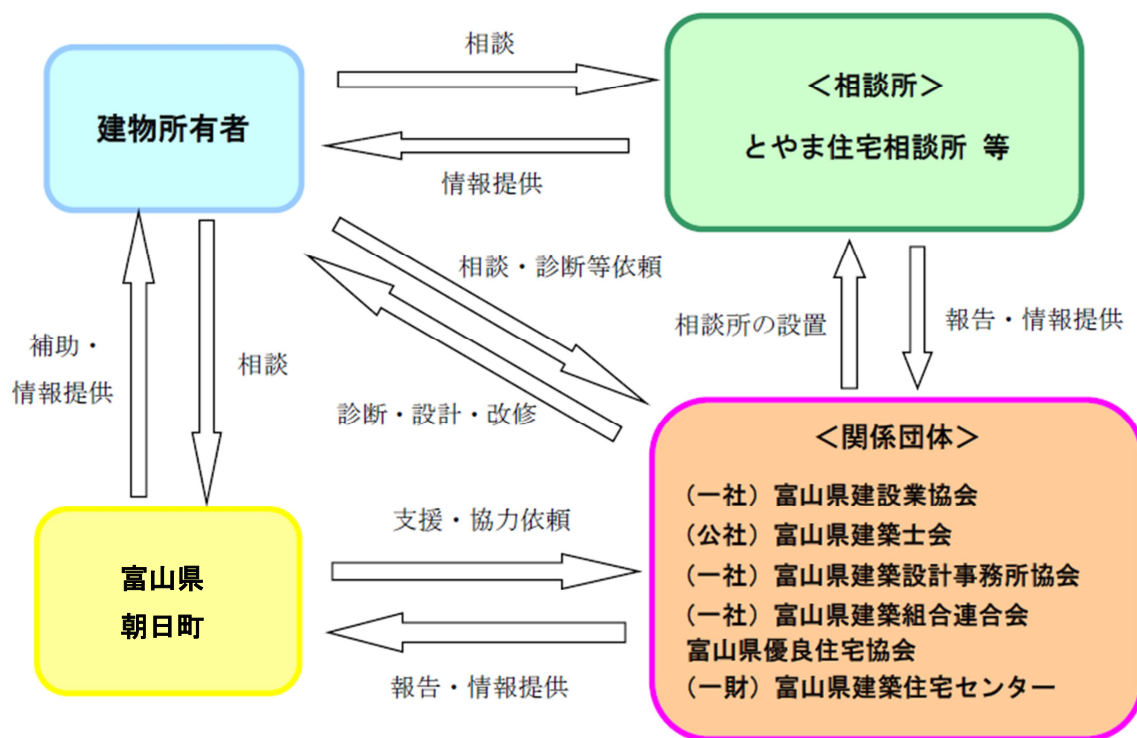
1 相談体制の充実

朝日町建設課並びに県庁及び出先機関の建築担当窓口において、建築物の耐震化についての窓口を設置するとともに、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などの耐震化促進へ向けての普及啓発に努めます。

また、建築関係団体で構成している「とやま住まい情報ネットワーク」が設置している「とやま住宅相談所」等を情報提供の場として活用していきます。

さらに、建築防災週間等の各種行事やイベントの際には、町民へ建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図るとともに、建築関係団体へも耐震化へ向けての普及啓発活動を促進します。

○関係機関と連携した相談体制イメージ



※とやま住まい情報ネットワークとは、(一社) 富山県建設業協会、(公社) 富山県建築士会、(一社) 富山県建築設計事務所協会、富山県優良住宅協会及び(一財) 富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅課及び富山県消費生活センターを協力会員とした住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、住宅相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。

2 パンフレット等の配布及び講習会等の実施

(1) パンフレット等の配布

県では、木造住宅の耐震診断・改修支援事業を紹介するリーフレット『耐震診断・改修で安心な住まい！』を作成し、市町村広報誌・新聞への折り込みや駅前での街頭普及啓発、各種イベントにおける相談窓口や講習会などで配布しており、朝日町も県と協力し、普及啓発に努めているところです。

また、耐震診断を実施した者へのフォローアップのため、耐震改修工事事例集を作成し、診断実施者全員に配布し、耐震化を推進していることから、今後も引き続き、耐震化についてのコスト、工法、支援制度について、県と協力して情報提供を行います。

(2) ホームページの充実と広報誌等の活用

県と協力し、ホームページ、広報誌、パンフレット、ケーブルテレビなどの様々な手段を通じて、木造住宅耐震診断・改修支援事業の活用を町民に広く働きかけ、その活用の促進を図ります。

(3) 講習会等の開催

県と協力し、自治会等の求めに応じて現地へ出向き、耐震化の必要性や支援制度などを直接住民に説明するなどの出前講座等を実施するとともに、総合防災訓練などの機会に耐震化についての相談窓口を設置するなど、直接住民に周知する活動を実施し、普及啓発を図ります。

3 リフォームにあわせた耐震改修の推進

県及び町の住宅相談窓口、建築関係団体において、リフォームに関する相談時等を活用し、より効率よく実施することが可能な、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図ります。

また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は、居住性ととも安全性の確保（耐震化）が重要であることを普及啓発し、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を図ります。

リフォームにあわせた耐震改修として、大規模な住宅において使用していない部分の減築や重い屋根材を軽くするなど、様々な手法もあわせて周知するとともに、湿度の高い富山県においては、構造部材の老朽・腐朽化により、建物本来の耐震性能が発揮できないケースもあることなど、その維持管理の大切さについても周知を図ります。

さらに、平成 28 年 4 月 1 日施行された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物の省エネ化の推進や長期優良住宅化リフォームの推進、県産材の利用促進など、耐震化以外のリフォーム等推進施策と連携した啓発活動を行います。

4 防災査察・定期報告を活用した啓発活動

県が建築防災週間に実施している防災査察や、建築基準法第 12 条第 1 項による定期報告の機会を活用し、多数の者が利用する建築物等の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性について普及啓発を図ります。

5 町内会等との連携

住宅の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、町内会等の自主防災組織などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行います。

6 高齢者等に対する啓発活動

高齢者が住む住宅は一般的に、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工）で耐震化が必要な住宅も多いことから、ホームページやパンフレットなどの広報だけではなく、よりきめ細やかで充実した啓発活動が必要となります。

県・町・建築関係団体が連携し、戸別連絡、訪問、高齢者の自主組織である老人クラブなどと連携した周知活動を行うなど、きめ細やかな啓発活動を行います。

また、引き続き、広報誌等による全ての人に対する啓発に加え、高齢者を含め、耐震化が必要な住宅の所有者を対象としたピンポイントの啓発活動のあり方など、より効果的な啓発手法を検討し、実施していきます。